

2020年3月23日

逗子市

逗子市パートナーシップ宣誓制度を開始します

制度の導入により、生きづらさや困りごとを抱えている方々の負担の軽減や性の多様性の尊重など、誰もが生きやすい逗子市を目指し制定しました。

●制度概要

パートナーシップ宣誓制度とは、相互に協力しあいながら継続的な共同生活を行っている、または行うことを約束した二者が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことです。本制度は婚姻制度とは異なり、逗子市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、性的マイノリティカップル等の生きづらさや困りごとの軽減、性の多様性の尊重の促進など、誰もが生きやすい逗子市を目指し、制定したものです。

●制度開始日

令和2年4月1日（水）

全国で34自治体、神奈川県内で4自治体がすでに導入済。（民間団体調べ）

●制度導入による効果

制度導入により、差別や偏見の解消、生きづらさや困りごとを軽減し、暮らしやすさの保障に繋がります。

具体的に利用できる行政サービスとして、市営住宅及び県営住宅への入居申込みがあります。

民間企業サービスとしては、市内にある不動産や携帯電話会社等に対し、法律婚と同じサービスを受けられるよう働きかけを積極的に行っていきます。また、病院での利用（お見舞いや手術の際の同意など）を可能にできるよう医師会にも働きかけを行っていきます。

●近隣自治体との相互利用について

既にパートナーシップ宣誓制度を実施している横須賀市、鎌倉市及び逗子市の三市は同制度を利用している方が、三市間で住所を異動しても安心していきいきと生活し、個性を發揮できるよう支援することを目的に、「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」を令和2年4月1日付けで締結します。

●相互利用の概要

横須賀市、鎌倉市及び逗子市でパートナーシップ宣誓を行った市民が、三市間で住所を異動する場合、転出時に転出前の自治体へ継続使用申請を行うことで、転入先自治体で新たな宣誓を行うことなく宣誓が継続し、既に交付済みの宣誓証明書が継続使用できるものです。

これにより、宣誓者の手続き及び精神的な負担を軽減することが図られます。

【付属資料】

資料1：逗子市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱

資料2：逗子市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

資料3：逗子市パートナーシップ宣誓証明書

資料4：パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用の実施について

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部 市民協働課 石井・坂本

電話：046-873-1111 内線 268